

北本市みどりの広場マーケット事業共催取扱要綱

令和6年2月27日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、北本市役所敷地内で開催するマーケット事業に対して本市が共催するにあたり、中立性、公平性、公正性を確保するため、その基準及び手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 団体等から申請のあったマーケット事業に対して、周知活動、物品の貸出、場所の提供、行政機関への手続等の支援を行うことをいう。
- (2) 団体等 マーケットの学校事業の受講者である者を主催者又は主催団体の一部に含むものをいう。
- (3) マーケット事業 北本市役所敷地内（庁舎ホール含む）で開催する、シティプロモーションコンセプト「&green（アンドグリーン）」に象徴される“みどり”とともにある暮らしの魅力をより向上させ、若者のまちへの愛着やまちづくりへの参加意欲を高めることが期待でき、不特定多数の参加者を対象とする、キッチンカーやワークショップその他出店者等で構成される屋外を中心としたマーケット事業をいう。

(対象イベント)

第3条 市が共催するマーケット事業は、市のシティプロモーションに大きく資するマーケット事業であり、次の各号の要件を全て満たすものとする。

- (1) 政治的目的又は宗教的目的を有しないこと。
- (2) 私的な利益を目的としないこと。
- (3) 一般に公開されたイベントであること。
- (4) 出店者から出店料等を徴収する場合において、その費用が事業の規模や内容に応じた適正な額であること。
- (5) 安全対策、交通対策、廃棄物対策等への配慮が十分であること。
- (6) その他市が共催することが適当であると認められるものであること。

(申請)

第4条 市の共催を受けようとする団体等は、北本市みどりの広場マーケット事業共催承認申請書（様式第1号）に次に掲げる関係書類を添付して、当該イベント開催の90日

前までに、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めるものについては、この限りでない。

- (1) 定款、規約、会則等団体等の目的、組織、運営等を明らかにするもの。なお、主催者が個人である場合は提出を省略することができる。
- (2) 役員名簿。主催者が個人である場合は、協力者名簿等の提出を要する。なお、「マーケットの学校」受講者が名簿に含まれていることを確認できる書類の提出を要する。
- (3) 収支予算書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(承認)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、内容を審査し共催の承認を決定したときは、申請者に対し、マーケット事業の実施に関し必要な条件を付して、北本市みどりの広場マーケット事業共催承認通知書(様式第2号)により、通知するものとする。

2 共催の承認が適当でないとき、申請者に対し、不承認の理由を明記して、北本市みどりの広場マーケット事業共催不承認通知書(様式第3号)により通知するものとする。

3 前2項の審査に係る標準的な期間は、14日間とする。

(遵守事項)

第6条 前条第1項の規定により承認の決定を受けた団体等は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 解散し、合併し、若しくは名称を変更し、又はマーケット事業を中止したときは、直ちに市長に届け出ること。
- (2) マーケット事業の内容を変更するときは、速やかに、北本市みどりの広場マーケット事業内容変更報告書(様式第4号)により市長に報告しなければならない。
- (3) マーケット事業が終了したときは、速やかに、北本市みどりの広場マーケット事業実施結果報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出すること。ただし、市長が特に認めるときはこの限りでない。

ア 収支決算書

イ その他市長が必要と認める書類

(承認の取消し)

第7条 市長は、第5条第1項の規定により承認の決定を受けた団体等が次の各号のいずれかに該当するときは、共催の決定を取り消すことができる。

- (1) 解散したとき。
 - (2) マーケット事業を中止したとき。
 - (3) 申請内容に虚偽があったとき。又、正当な理由なく申請内容と異なるマーケット事業を実施したとき。
 - (4) この要綱に定める要件を満たさないことが明らかになったとき又は法令及び遵守事項に反したとき。
 - (5) マーケット事業の運営に際し、市の不名誉となる行為が認められたとき。
- 2 取消しの効力は、決定の時点まで遡るものとし、当該取消しに関して、当該団体等その他関係者に損害が生じても市はその責めを一切負わない。
 - 3 取消しに係る団体等に対しては、当該取消しの日から3年の間は、共催の承認を行わないものとする。ただし、市長が特に認めるときはこの限りでない。
 - 4 市長は、第1項の規定により決定を取消した場合は、北本市みどりの広場マーケット事業承認取消通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(適用除外)

第8条 この要綱は、市が団体等との協定に基づいて実施するイベント、または公的機関と共催するイベントには適用しない。

(実施状況の公表)

第9条 市長は、この要綱により共催を実施したマーケット事業については、公平性、透明性確保の観点から、その実施状況等を市ホームページに公表するものとする。

(その他の事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年2月27日から施行し、令和6年4月1日以降に開催するマーケット事業に適用する。

様式第1号（第4条関係）

北本市みどりの広場マーケット事業共催承認申請書

年 月 日

（宛先）北本市長

申請者 所在地
団体等の名称
代表者氏名

（連絡責任者）
住所
担当者氏名
電話番号
メールアドレス

次のとおり、北本市との共催について申請します。

1 イベントの名称	
2 イベントの目的	
3 イベントの内容・規模	
4 実施期間及び時間帯	
5 実施場所	
6 協力を受けたい内容	共催内容確認シートのとおり

<添付書類>

①定款、規約、会則等、②役員名簿、③収支予算書、④共催内容確認シート、⑤その他市長が必要と認める書類

共催内容確認シート

区分	番号	項目	チェック欄
周知活動	1	市広報誌への掲載（原稿作成は市で行います。校正の確認は団体等も行います） ※紙面の都合で掲載できない場合もあります。	
	2	WEBページへの掲載（原稿作成は市で行います）	
	3	SNSでの配信（原稿作成は市で行います）	
	4	市役所へのチラシ設置	
	5	市の公共施設へのチラシ設置	
	6	市のラック利用（ <input type="checkbox"/> 北本駅西口 <input type="checkbox"/> 北本駅改札内）	
会場・手続き	1	ホールの使用 有・無 （利用予定日時 年 月 日 時から 年 月 日 時まで）	
	2	駐車場の使用 <input type="checkbox"/> 市職員駐車場 <input type="checkbox"/> 解脱会駐車場 市職員駐車場（来場者用）と解脱会駐車場（出店者用）は原則市で調整します。	—
	3	行政機関名【 】 <input type="checkbox"/> 食品衛生法上の手続き <input type="checkbox"/> 消防法上の手続き <input type="checkbox"/> その他（ ） （行政機関との調整を、市はサポートします。）	
	4	立会 ※上記行政機関が市職員の立会を許可要件とした場合、市職員も立ち会いますが、原則主催者が立ち会います。	
その他	1	貸出を希望する物品（名称と数量） ・ ・ ・ ・ ※準備できない場合もあります。	

※項目等の記載内容をご確認のうえ、協力を申し込む場合は、チェック欄に○をご記入ください。

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

北本市長

みどりの広場マーケット事業共催承認通知書

年 月 日付けで申請のありました「 」に係る共催について、次の条件を付して承認します。

条 件

1

市が協力する内容

協力承認内容確認シートのとおり

共催承認内容確認シート

区分	番号	項目	チェック欄
周知活動	1	市広報誌への掲載（原稿作成は市で行います。校正の確認は団体等も行います） ※紙面の都合で掲載できない場合もあります。	
	2	WEBページへの掲載（原稿作成は市で行います）	
	3	SNSでの配信（原稿作成は市で行います）	
	4	市役所へのチラシ設置	
	5	市の公共施設へのチラシ設置	
	6	市のラック利用（ <input type="checkbox"/> 北本駅西口 <input type="checkbox"/> 北本駅改札内）	
会場・手続き	1	ホールの使用 （利用予定日時 年 月 日 時から 年 月 日 時まで）	
	2	駐車場の使用 <input type="checkbox"/> 市職員駐車場 <input type="checkbox"/> 解脱会駐車場 市職員駐車場（来場者用）と解脱会駐車場（出店者用）は原則市で調整します。	—
	3	行政機関名【 】 <input type="checkbox"/> 食品衛生法上の手続き <input type="checkbox"/> 消防法上の手続き <input type="checkbox"/> その他（ ） （行政機関との調整を、市はサポートします。）	
	4	立会 ※上記行政機関が市職員の立会を許可要件とした場合、市職員も立ち会いますが、原則主催者が立ち会います。	
その他	1	貸出を希望する物品（名称と数量） ・ ・ ・ ・ ※準備できない場合もあります。	

※チェック欄に○のある項目については、協力を承認しました。

様式第3号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

北本市長

みどりの広場マーケット事業共催不承認通知書

年 月 日付けで申請のありました「 」に係る協力について、次の理由により不承認とします。

理 由

様式第4号（第6条関係）

北本市みどりの広場マーケット事業内容変更報告書

年 月 日

（宛先）北本市長

申請者 所在地
団体等の名称
代表者氏名
（連絡責任者）
住所
担当者氏名
電話番号
メールアドレス

年 月 日付け 第 号で承認されました「 」について、
下記のとおり内容の変更が生じたので、報告します。

記

イベント名	
変更内容	
備考	

<添付書類>みどりの広場マーケット事業共催承認通知書（写し）

様式第5号（第6条関係）

北本市みどりの広場マーケット事業実施結果報告書

年 月 日

申請者 所在地
団体等の名称
代表者氏名
(連絡責任者)
住所
担当者氏名
電話番号
メールアドレス

年 月 日付け 第 号で承認されました「 」について、
下記のとおり完了しましたので、関係書類を添えて報告します。

記

イベント名	
イベントの概要	
開催期間	年 月 日 () 時から 年 月 日 () 時まで
開催場所	
出店者数	
参加者数(概算)	
イベントの成果	

<添付書類>

①収支決算書、②その他市長が必要と認める書類

様式第6号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

北本市長

北本市共催イベント承認取消し通知書

年 月 日付けで承認の通知をしました「 」について
は、次の理由により承認を取り消します。

理 由